

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年10月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
河田圭一郎	河田圭一郎後援会	7. 2. 7
木下 幸子	木下幸子後援会	7. 2. 10
福田 昭彦	福田あきひこ後援会	6. 12. 31
福成 健太	ふくなり健太 後援会	7. 1. 31
本田 忠弘	本田忠弘後援会	7. 2. 10
山本眞智子	山本まち子後援会	7. 2. 10

渡辺 徹

渡辺徹後援会

7. 2. 10